

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減	科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	4,421,202,446	4,423,526,571	△ 2,324,125	固定負債	0	0	0
有形固定資産	988,048,840	1,001,366,863	△ 13,318,023	長期借入金	0	0	0
土地	505,945,014	505,945,014	0	学校債	0	0	0
建物	458,051,879	458,851,393	△ 799,514	長期未払金	0	0	0
構築物	236,692	278,692	△ 42,000	退職給与引当金	0	0	0
教育研究用機器備品	18,510,052	27,499,739	△ 8,989,687				
管理用機器備品	1,777,618	2,087,342	△ 309,724				
図書	0	0	0	流動負債	205,645,895	196,777,240	8,868,655
車両	3,527,585	6,704,683	△ 3,177,098	短期借入金	0	0	0
建設仮勘定	0	0	0	1年以内償還予定学校債	0	0	0
特定資産	105,510,072	102,490,297	3,019,775	手形債務	0	0	0
第2号基本金引当特定資産	0	0	0	未払金	32,292,112	33,173,870	△ 881,758
第3号基本金引当特定資産	0	0	0	預り金	7,817,784	7,879,999	△ 62,215
(退職)引当特定預金	105,510,072	102,490,297	3,019,775	前受金	165,535,999	155,723,371	9,812,628
その他の固定資産	3,327,643,534	3,319,669,411	7,974,123	仮受金	0	0	0
敷金	22,412,200	22,412,200	0	未払消費税納税引当金	0	0	0
電話加入権	0	0	0	収益事業勘定	0	0	0
施設利用権	2,283,750	2,283,750	0				
ソフトウェア	0	0	0				
有価証券	91,640,710	83,153,697	8,487,013				
収益事業元入金	3,210,400,764	3,210,400,764	0	負債の部合計	205,645,895	196,777,240	8,868,655
保証金・預託金	906,110	1,419,000	△ 512,890	純 資 産 の 部			
流動資産	1,520,947,957	1,515,601,189	5,346,768	科 目	本年度末	前年度末	増 減
現金預金	597,471,548	720,572,856	△ 123,101,308	基本金	1,460,785,761	1,435,991,761	24,794,000
未収入金	632,219	98,783	533,436	第1号基本金	1,460,785,761	1,435,991,761	24,794,000
貯蔵品	25,800,251	19,063,101	6,737,150	第2号基本金			
前渡金	4,463,934	4,539,526	△ 75,592	第3号基本金			
立替金	348,024	137,626	210,398	第4号基本金			
前払金	36,234,502	33,616,269	2,618,233				
仮払金	550,659	283,717	266,942	繰越収支差額			
預け金	0	0	0	翌年度繰越収支差額	4,275,718,747	4,306,358,759	△ 30,640,012
収益事業勘定	855,446,820	737,289,311	118,157,509	純資産の部合計	5,736,504,508	5,742,350,520	△ 5,846,012
資産の部合計	5,942,150,403	5,939,127,760	3,022,643	負債及び純資産の部合計	5,942,150,403	5,939,127,760	3,022,643

注記

1.重要な会計方針

引当金の計上基準

徴収不能引当金 なし

退職給付引当金 なし

2.重要な会計方針の変更等 なし

3.減価償却額の累計額の合計 504,200,159 円

4.徴収不能引当金の合計額 0 円

5.担保に供されている資産の種類及び額 担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 0円

建物 0円

6.翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを

行うこととなる金額 0 円

7.当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を

有していない場合のその旨と対策 第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8.その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし